

市役所の電話番号



市役所代表(夜間休日も受付) 32・2111

庁舎内 本庁業務時間 8:30~17:15

- 税務課 (固定資産税) 32・2115 (市民税) 32・3821 (納税) 32・3928 (諸税) 32・3845
- 戸籍住民課 32・2112
- 市民生活課 (公共交通・生活支援) 32・2132 (環境企画・公害) 32・2147
- 健康増進課 (国民健康保険) 32・2113 (医療・年金) 32・4120
- 会計課 32・2116
- 生活福祉課 32・3931
- 児童福祉課 32・2114
- 介護福祉課 32・3507
- 消防本部 32・0119
- 議会事務局 32・1359
- 住宅課 32・2120
- 都市整備課 32・2118
- まちづくり推進課 (高速道路) 32・3957 32・3815
- 秘書政策課 (政策調整) 32・3802 32・2127
- 人事課 32・3804
- 総務課 (統計) 32・2123 32・3803
- 監査委員事務局 32・3805
- 選挙管理委員会 32・3807
- 財政課 32・2191
- 農業委員会 32・3810
- 産業振興課 32・3809
- 危機管理課 32・2227
- 建設管理課 32・2121

出先機関

- 人権推進課 32・2122
- 小松島解放センター 32・5711
- 目佐解放センター 37・0358
- 泰地総合センター 33・0194
- 世代間交流健康センター 32・2595
- 学校課 32・3811
- 教育政策課 32・3813
- 生涯学習課 32・2700
- 市立図書館 32・1100
- 青少年健全育成センター 32・1398
- スポーツ振興室 (市立体育館) 38・1788
- 勤労青少年ホーム 33・3283
- 競輪局 32・0290
- 水道課 32・6188
- 環境衛生センター 32・8290
- 葬斎場 32・8725
- しらさぎ浄園 38・1452
- 総合福祉センター 33・2255
- 中央会館 32・2030
- 保健センター 32・3551
- ミリカホール 32・3565
- 消費生活センター 38・6880

音声案内

- 防災行政無線 35・4000
- 火災の問合せ 32・5000

定期的に開かれている主な無料相談

◎印の実施日が祝日のときは、休みとなります。

名称	実施日	時間	会場	問合せ先
行政相談	11月27日	12:00~16:00	ミリカホール	秘書政策課 ☎32-3812
人権相談	11月11日	13:00~16:00	市教育委員会1階(小会議室)	人権推進課 ☎32-2122
登記相談(登記・相続・遺言等)	11月26日	9:00~12:00	市総合福祉センター	司法書士会小松島支部 ☎32-1132
耐震診断 耐震改修	◎ 毎週月~金曜日	8:30~17:15	市住宅課(市役所2階)	住宅課 ☎32-2120
心配ごと相談	◎ 毎週火曜日	9:30~15:00	市総合福祉センター	☎33-2255
こんなとき シルバー110番	◎ 毎週月~金曜日	9:00~12:00 13:00~16:00	県総合福祉センター	☎088-654-8110
家庭児童相談	◎ 毎週月~金曜日	9:00~17:00	市児童福祉課(市役所1階)	☎32-2114
ひとり親家庭相談	◎ 毎週月~金曜日	9:00~17:00	市児童福祉課(市役所1階)	☎32-2114
消費生活相談	◎ 毎週月~金曜日	9:00~16:00	消費生活センター	☎38-6880
読書相談	図書館開館日	10:00~18:00	市立図書館	☎32-1100

休日納税窓口	実施日	時間	業務内容	場所
	11月27日	8:30~17:15	市税・保険料の納付、納税相談	税務課 ☎32-3928

こまつしまみなと海鮮朝市

日程	時間	会場	問合せ先
11月26日	9:00~15:00	小松島みなとオアシス交流広場	産業振興課 ☎32-3809

※みなと海鮮朝市は毎月第4土曜に開催しています。

第24回 菊花展

小松島菊友会の会員が丹精込めて育てた菊の鉢植えを展示しています。ぜひお越しください。

【展示期間】 11月13日(日)まで

【展示場所】 市ミリカホール玄関横

詳しくは、小松島菊友会事務局(福本 ☎37・0537)まで。

徳島県最低賃金

平成28年10月1日から

時間額 **716円**



※一部の産業には特定最低賃金が定められています。

詳しくは、徳島労働局労働基準部賃金室(☎088・652・9165)まで。

いざという時のために 普通救命講習を受講しましょう

市消防署では、応急手当の普及啓発のため、普通救命講習会を実施しています。平成28年4月にAEDの使用方法を含む「救急蘇生法の指針(市民用)」が改訂されましたので、この機会に一度受講された方も改めて受講されることをお勧めします。

【日時】 毎月第3日曜日 午前9時~正午

【場所】 市消防署

【募集人数】 20名程度

※お申し込みは、開催日1週間前までにお願いします。

【申込・お問い合わせ先】

市消防署 ☎32・0119 または ☎33・1200 / FAX 33・3525
Mail:shoubou@city.komatsushima.tokushima.jp